



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

955	救急病院の認定	(医務課).....	1
956	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
957	地方卸売市場の認定	(食品流通課).....	2
958	〃	(〃).....	2
959	〃	(〃).....	3
960	〃	(〃).....	3
961	〃	(〃).....	3
962	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4

告 示

和歌山県告示第955号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 向陽病院
- 2 所在地 和歌山市津秦40
- 3 有効期限 令和5年7月6日

和歌山県告示第956号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 松源田辺稲成店
和歌山県田辺市稲成町180番1他
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第227号
- 3 意見の概要
 - (1) 来客が殺到するオープン時や販売日等は、周辺道路へ交通の支障を来たすことがないように交通整理員の増員配置をお願いします。
 - (2) 駐車場から国道への流出入口に対する安全対策をお願いします。特に、国道から駐車場に流入する際の追突事故防止と駐車場から国道へ流出する際の歩道上における歩行者、自転車との出会い頭事故の防止に配慮願います。
 - (3) 当該地区において、建築面積1,000㎡超又は高さ13m超の新築、改築等をされる場合は、景観法第16

条による届出が必要です。

- (4) 看板を設置する場合は屋外広告物の設置に係る申請が必要です。
- (5) 田辺市開発事業の指導要綱による届出は届出済です。
- (6) 建築確認申請が必要です。
- (7) 自然公園区域外です。
- (8) 騒音、振動に基づく特定施設を設置する場合は、当該特定施設の設置の届出が必要です。
- (9) 事業系ごみについては、事業者の責任において適正に処理してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和2年7月10日から同年8月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第957号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開設者の名称及び住所

- (1) 名称 田辺中央青果株式会社
- (2) 住所 田辺市稲成町277番地の1

2 地方卸売市場の名称

南紀田辺地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

- (1) 位置 田辺市稲成町277番地の1
- (2) 取扱品目 青果物、水産物及び花き

4 認定年月日

令和2年6月21日

和歌山県告示第958号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開設者の名称及び住所

- (1) 名称 新宮周辺広域市町村圏事務組合
- (2) 住所 新宮市佐野2117番地の2

2 地方卸売市場の名称

新宮広域圏公設地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

- (1) 位置 新宮市佐野2117番地の2
- (2) 取扱品目 青果物及び水産物

4 認定年月日

令和2年6月21日

和歌山県告示第959号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称 和歌山南漁業協同組合

(2) 住所 田辺市江川43番35号

2 地方卸売市場の名称

和歌山南漁業協同組合田辺地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1) 位置 田辺市江川43番28号

(2) 取扱品目 水産物

4 認定年月日

令和2年6月26日

和歌山県告示第960号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称 和歌山南漁業協同組合

(2) 住所 田辺市江川43番35号

2 地方卸売市場の名称

和歌山南漁業協同組合すさみ地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1) 位置 西牟婁郡すさみ町周参見4866番地7

(2) 取扱品目 水産物

4 認定年月日

令和2年6月26日

和歌山県告示第961号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称 那智勝浦町

(2) 住所 東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目1番地1

2 地方卸売市場の名称

勝浦地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1)位置 東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目12番地

(2)取扱品目 水産物

4 認定年月日

令和2年6月26日

和歌山県告示第962号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字弥権田394の1から394の3まで、字笠松396
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅